

二ホンヅカの  
保護および管理に関するレポート  
(平成26年度版)  
(素案)

2015年3月

環 境 省



## はじめに

環境省では、2012（平成 24）年度にニホンジカの生息状況や被害の現状の確認と対策の評価を行い、保護管理に関する基本的な考え方や課題等について整理を行うこと等を目的としてニホンジカ保護管理検討会を設置しました。

今後、定期的に保護管理に関する最新情報を「ニホンジカの保護管理に関するレポート」として取りまとめ、2010（平成 22）年に作成された「特定計画作成のためのガイドライン」について随時補足を行っていく予定です。

なお、本レポートは上記ガイドラインの内容をご存知の方を対象として作成しております。

- 2014（平成 26）年度のニホンジカをめぐる動き 2p
- 今年度のレポートのテーマ 2p
- ニホンジカの捕獲の状況の自己認識の必要性 3p
- 総捕獲数、許可捕獲数の多い県の取り組み 6p
- 捕獲数が急増した県の取り組み 7p
- 各事例に見られる捕獲数の増加に伴うその他の課題の解決に向けて 8p

## 2014（平成26）年度の二ホンジカをめぐる動き

2014（平成26）年

5月： 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第46号。）が5月30日に公布されました。平成27年5月29日に施行されます。

10月： 平成26年6月19日に環境大臣が基本指針の見直しについて諮問し、中央環境審議会自然環境部会鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会において検討が行われ、パブリックコメントの結果も踏まえて取りまとめ、10月27日に答申されました。これを踏まえ、12月16日に「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」が告示されました。

2015（平成27）年

1月： 平成27年度環境省重点施策として、平成27年度 環境省税制改正要望の結果が示されました。鳥獣被害対策の推進を目的とした狩猟税の減免措置を講ずることとされました。

## 今年度のレポートのテーマ

本年度のレポートでは、捕獲数を増やした場合に生じる行政側の課題と対応についての考え方、事例を紹介します。

ニホンジカ保護管理の取り組みは、この十数年間に多くの成果を上げてきました。しかし、依然としてシカ個体群の成長を押さえ込み、密度と個体数を減少させて農林業被害と生態系影響を大幅に低減させるには至っていません。

全国的な捕獲数は、1991（平成 3）年の約 5 万頭から特定計画制度が開始した 2000（平成 12）年には約 14 万頭に増加し、2010（平成 22）年にはさらに 36 万頭となり、急速に増加しています。

一方で、2013（平成 25）年 8 月に環境省が行った生息数の将来予測シミュレーションによると、現在の捕獲率（推定される自然増加率を下回る捕獲数）で捕獲を継続している限り生息数は増加し、2025（平成 37）年には約 2 倍の生息数になると報告されており、現状の対策のままでは、より深刻な影響を受けることが懸念されます。このため、大幅に捕獲数を増やす事が求められています。

今後、指定管理鳥獣捕獲等事業等の活用により捕獲数を増やした場合、捕獲従事者の出勤や捕獲個体の処理作業等の増加に伴い、様々な課題が生じる事が予想されることから、どのような課題が生じるか想定すること、またそのための対処方法について予め準備を行うことが、円滑な管理の進行に役立つと考えられます。

## ニホンジカの捕獲の状況の自己認識の必要性

### 都道府県におけるニホンジカの捕獲の状況の自己認識の必要性

捕獲数が多くなることにより、それに伴う作業等の課題が生じることを想定する場合、課題の発生程度には、都道府県や市町村など、捕獲を行う実施主体単位、あるいは捕獲従事者単位で捕獲数が多いかが影響すると考えられます。捕獲作業記録等の報告情報とニホンジカの生息状況を比較・分析し、常に捕獲状況を把握しておくことが効率的な捕獲の実施につながります。

ここでは簡便に、ご担当の地域がどの程度の捕獲が行われているかを判断する材料として、捕獲数を分布面積で除した値を確認することにより、都道府県ごとの捕獲の状況を評価してみました。

## 俯瞰的に捕獲負荷を把握する ～総捕獲数の多さの確認～

ここでは、環境省が取りまとめている鳥獣関係統計の最新の情報である2012（平成24）年度の総捕獲数を2011（平成23）年度までの捕獲位置情報および自然環境保全基礎調査（第2回・第6回）を合わせた分布メッシュで除した値を算出し、特に値の高い自治体（上位10自治体）について示しました。

単位面積あたりの捕獲数＝捕獲数／分布面積

総捕獲数の多さの確認により、全県的にどの程度の捕獲に関する負荷がかかっているのかの参考情報が得られます。

最も高い値を示したのは生息数の減少傾向が確認されているA県（4.7頭/km<sup>2</sup>）でした。上位10位内でも2倍近い値の開きがありました。

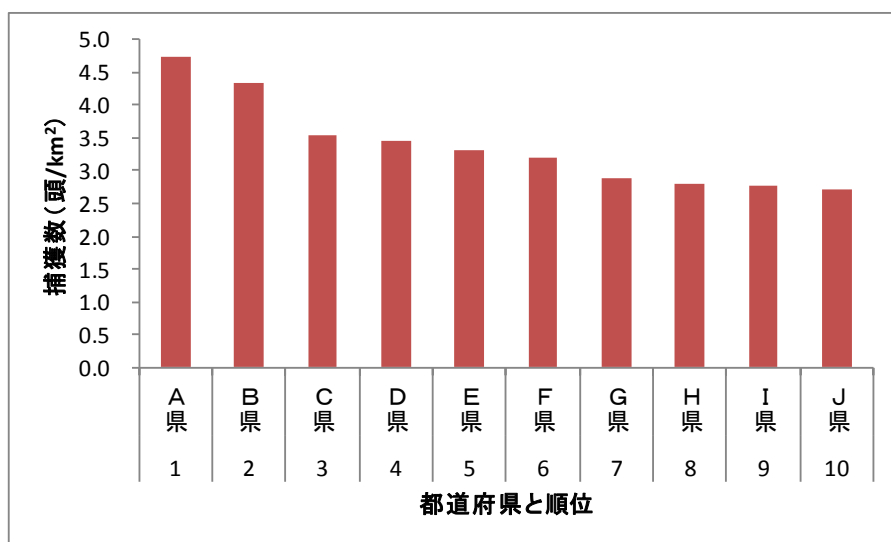


図1 1 km<sup>2</sup>あたりの総捕獲数

## ～狩猟捕獲数の多さの確認～

狩猟は都道府県が登録手続きを行い、捕獲報告を取りまとめることとなっています。

狩猟による捕獲数の多さの確認により、都道府県の狩猟事務にどの程度の捕獲に関する負荷がかかっているのかの参考情報が得られます。

最も高い値を示したのは、近年、OCR技術を用いた出猟カレンダー情報の情報集約システムの導入により効率化を図っているB県（2.7頭/km<sup>2</sup>）でした。上位10位内でも3倍近い値の開きがありました。

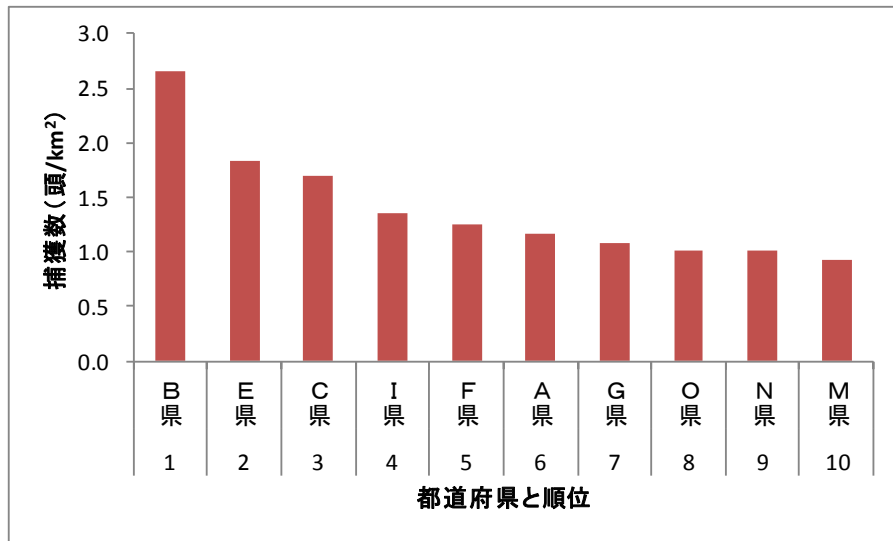


図2 1 km<sup>2</sup>あたりの狩猟による捕獲数

～許可捕獲数の多さの確認～

近年、許可捕獲（有害鳥獣捕獲、特定計画に基づく数の調整）の許可権限は、多くの場合、市町村に委譲されています。許可捕獲数の多さを確認することで、市町村の許可事務にどの程度の捕獲に関する負荷がかかっているのかの参考情報が得られます。

最も高い値を示したのはA県（3.6頭/km<sup>2</sup>）でした。上位10位内でも2倍近い値の開きがありました。

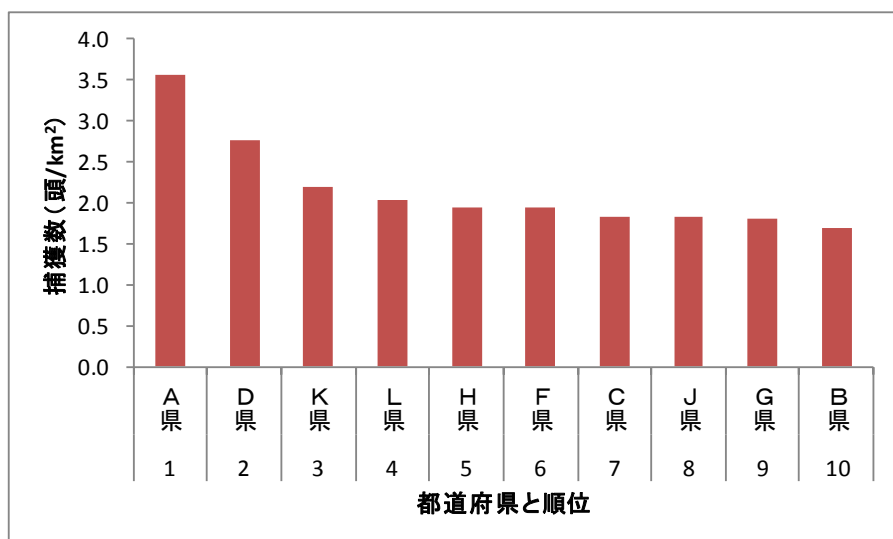
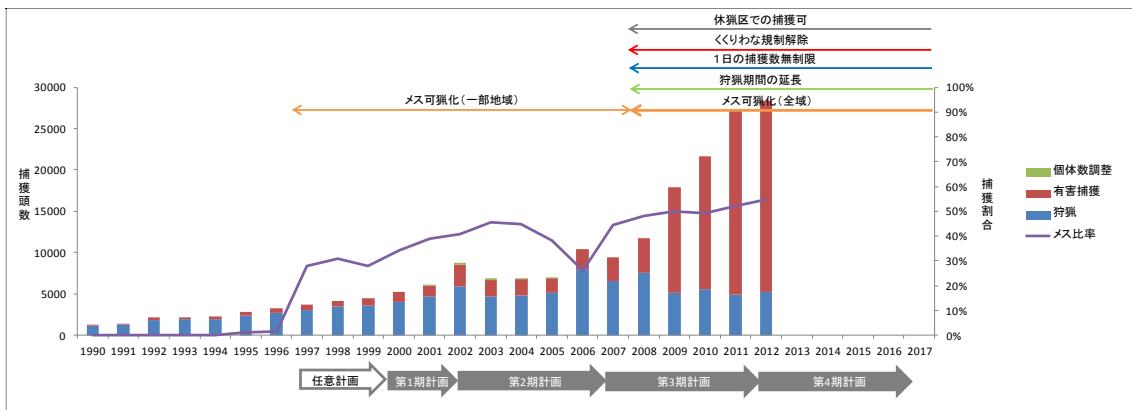


図3 1 km<sup>2</sup>あたりの許可による捕獲数

## 総捕獲数、許可捕獲数の多い県の取り組み

図1から分かるように、A県は、単位面積当たりの総捕獲数の多さ、許可捕獲数の多さ、がともに全国で最も高い値を示しました。A県では、総捕獲数が多いため、捕獲に従事している方々の負担が大きい地域と言えます。また、許可捕獲（有害鳥獣捕獲）の権限を市町村に委譲しており、市町村の捕獲に関する事務量が多いなか、捕獲数が伸びるような工夫をしている地域と言えます。



A県における捕獲数の推移

## 総捕獲数、許可捕獲数の多いA県の市町村の事例

ここでは、A県内の市町村の中でも捕獲数が多い、S市、N市、K市の事例を紹介します。

以下、作成中

情報提供自治体名：S市

背景情報

捕獲数（単位面積あたり捕獲数）

主な猟法

報奨金額

捕獲数を増やす工夫（講習会・補助・許可の工夫）

捕獲数が増えた際の対応

（以下、同）

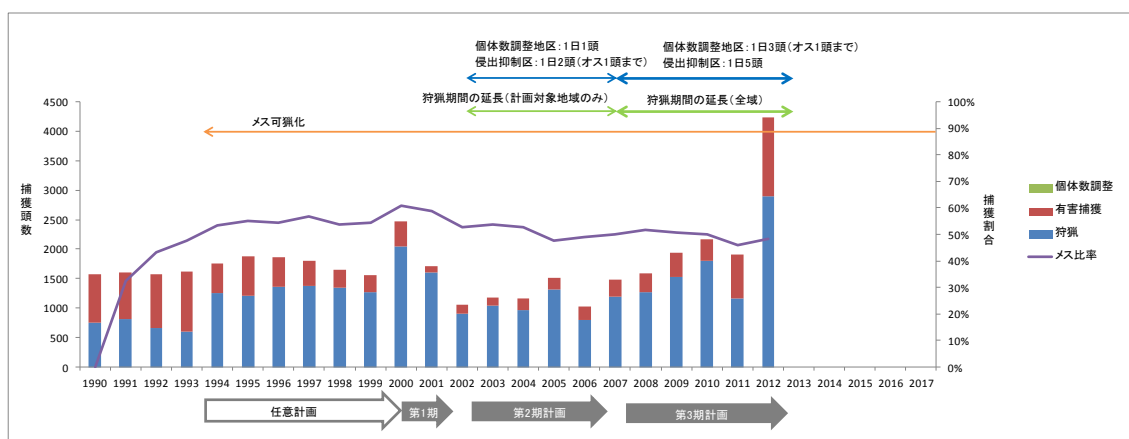


情報提供自治体名：N市

情報提供自治体名：K市

### 捕獲数が急増した県の取り組み

図1～3にはないが、近年急激に捕獲数を伸ばしているX県では、2011（平成23）年度から2012（平成24）年度、及び2012（平成24）年度から2013（平成25）年度にかけて、それぞれ捕獲数が倍増しました。市町村による有害鳥獣捕獲、猟友会による自主的捕獲のほか、県による捕獲事業で捕獲数が増えることと並行して、捕獲に関する事務量をこなす取り組みをしました。



X県における捕獲数の推移

### 捕獲数が急増したX県の事例

情報提供自治体名：X県

背景情報

捕獲数（単位面積あたり捕獲数）

主な猟法

報奨金額

捕獲数を増やす工夫（講習会・補助・許可の工夫）

## 各事例に見られる捕獲数の増加に伴うその他の課題の解決に向けて

捕獲数が多くなることにより、それに伴う作業等の課題が生じるか、また生じる場合はどの程度かは、捕獲数がどれだけ急激に増加するかに影響されます。

近年、生息数の減少傾向が確認されている自治体や、過去に減少傾向が確認された自治体の多くは、1～2年以内に捕獲数が約2倍以上に増加するを経験しています。今後、生息数の減少に向けた捕獲数の拡大に取り組む場合、捕獲数が急増することを念頭に置いた準備が必要です。

【捕獲数が増加することにより必要と想定されること（都道府県・市町村）】

- 捕獲報告に関する事務の増加（狩猟、許可捕獲）への対応
- 捕獲の適正な実施に関する監視
- 捕獲の効率化に向けた情報分析

### 捕獲従事者の作業負担

#### ～捕獲個体の埋設作業の増加～

鳥獣保護法では、捕獲した個体の放置は原則禁止されています。そのため、捕獲物を持ち帰るか、地形的要因等によりそれが困難な場合には、風雨等により容易に捕獲物が露出しない程度まで埋設すること等により適切に処置することとされています。これらの作業は、いずれも捕獲従事者にとっては負担となる作業です。

捕獲数の多い自治体における捕獲では5～9割が埋設処理されていました。他の動物に掘り返されたり、探索したにもかかわらず捕獲個体が見つからないなど、意図せず放置状態になって住民からの苦情の対象となることも少ないながらも発生しています。苦情の報告から対処まで迅速にすることで、捕獲行為に対する住民の理解が保てる場合があることから、適切な処置に対する周知徹底が必要です。

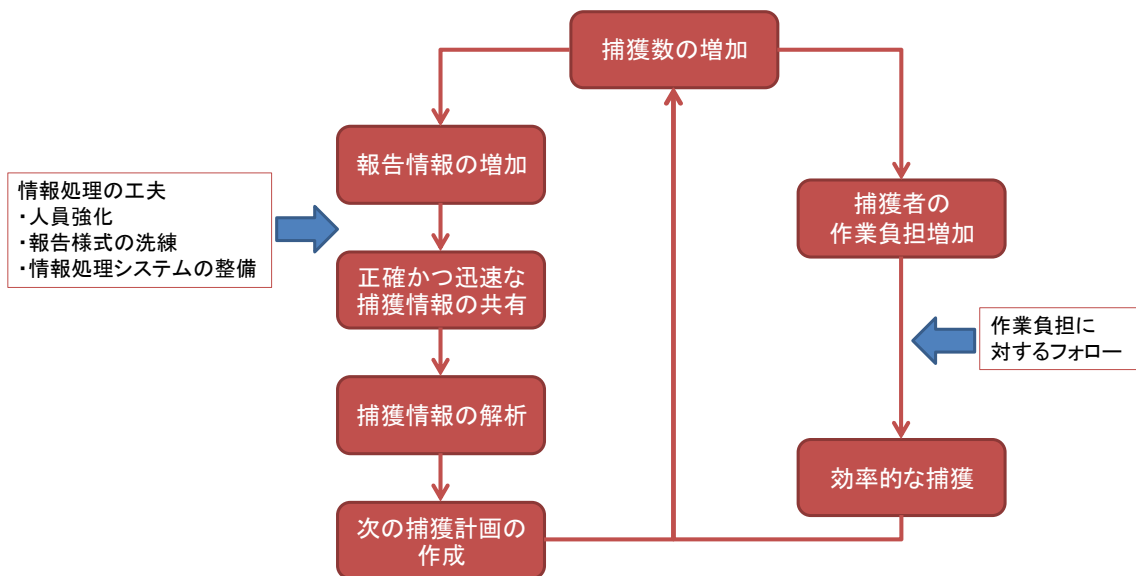
### 捕獲の効率化に向けた情報分析・広域的な調整

捕獲数が周囲の自治体と比べて多く、捕獲効率もなかなか落ちること無く捕獲実績が年々増加していると、「周囲の自治体が捕獲をしてくれないから個体が流入してくる」、「いつまで大規模な捕獲を行わなければならないのだろう」、といった不安が増加します。

捕獲規模と生息数の増減の関係については、生息状況のモニタリングと、捕獲実績をふまえた評価により、把握することが可能です。

周囲の自治体への不満については、周囲の自治体との密な情報交換、調整により解決していく必要があります。

上記は広域的な連携が必要であることから、市町村であれば都道府県やさらに周辺都道府県も含めて調整するなどの工夫が必要となります。



捕獲数の増加に伴う課題を解決していくことにより、効率的な生息数の低減につながります。

平成26年度  
ニホンジカの保護管理に関するレポート

2015年3月

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号  
電話：03(3581)3351（代表）

業務請負者 一般財団法人 自然環境研究センター  
〒130-8606 東京都墨田区江東橋3丁目3番7号  
電話：03(6659)6310（代表）

リサイクル適正の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料「A ランク」のみを用いて作製しています。